

新潟市まちづくりパートナーシップ事業（令和6年度事業開始分） 仕様書

1. 事業名

新潟市まちづくりパートナーシップ事業

2. 制度の趣旨

社会状況の変化に伴い、地域課題や市民ニーズは多様化、複雑化しています。こうした社会的課題に、行政だけでは的確に対応・解決していくことが困難になってきています。

この制度は、各団体の皆さんの新しい発想や専門性を十分に活かし、地域と連携するなどしながら、きめ細かいサービスの提供や、より効果的・効率的に社会的課題を解決することを目的としています。

各団体自ら実施する事業の提案を募集し、事業開始当初は市の補助金を活用し、補助金の交付が終了した後も、自主運営・自主財源で課題が解決されるまで引き続き事業を実施し、持続的に地域振興に貢献していただきます。

3. 提案を募集する課題（テーマ）

西蒲区のお宝を活用して、にぎやかに！

4. 課題（テーマ）設定における現状・背景

- ・西蒲区内各地域ではイベントが多く存在し、それぞれ特色があり目を引く内容が取り入れられています。
- ・豊かな自然環境と観光資源に恵まれ、多くの景勝地が存在します。
- ・農水産物の販路拡大や地域の活性化を図るため、生産者と消費者の交流を促進する必要があります。
- ・数多く残る歴史文化資源の保全と活用を推進し、次世代に引き継いでいく必要があります。
- ・公園、道路などの公共空間が数多く存在し、区民の生活を支えています。
- ・郊外型の大規模店の進出の影響や後継者不足により、空き店舗が増加し商店街の活力が低下しています。

5. 期待・希望すること

- ・新たな交流が生まれるにぎわいの創出
- ・公共的空間の活用を通じたまちの魅力向上

6. 事業提案

課題（テーマ）に対して、事業開始の初期段階における事業費を補助することにより、その後、解決するまで自主運営・自主財源で継続的に事業を実施し続けることができる事業を、自由な発想で提案してください。なお、事業内容によっては、短期間で課題解決し、事業そのものが終了する場合も考えられますので、事業を継続し続けることが絶対条件ということではありません。

7. 事業採択の概ねの判断基準

別紙『新潟市まちづくりパートナーシップ事業』応募の手引き』参照

8. 応募資格および提案数

別紙『「新潟市まちづくりパートナーシップ事業」応募の手引き』参照

9. 補助金および補助対象経費

別紙『「新潟市まちづくりパートナーシップ事業」応募の手引き』参照

10. 事業のスケジュール

- ①募集開始：令和5年12月4日（月）
- ②質問期限：令和5年12月15日（金）正午必着 ※メールのみの受付
- ③参加表明締切：令和6年1月12日（金）正午
- ④提案募集締切：令和6年1月31日（水）正午
- ⑤審査会：令和6年2月中旬頃

詳細は、別紙『「新潟市まちづくりパートナーシップ事業」応募の手引き』参照

11. 応募

(1) 参加表明書の提出

提出書類は、別紙『「新潟市まちづくりパートナーシップ事業」応募の手引き』のとおり
令和6年1月12日（金）正午 ※当日消印有効

(2) 提案書の提出

提出書類は、別紙『「新潟市まちづくりパートナーシップ事業」応募の手引き』のとおり
提出部数は、正本1部、副本1部とします。

社名は正本のみに記載し、副本には提案者が特定できるもの（社名や社章等）を一切記載しないでください。

令和6年1月31日（水）正午 ※当日消印有効

12. 提出先・問い合わせ先

〒953-8666 新潟市西蒲区巻甲 2690 番地 1

西蒲区役所 地域総務課 企画・地域振興グループ 渡辺・真島

ファックス：0256-72-6022

メール：chiikisomu.nsk@city.niigata.lg.jp